

熊本県私立高等学校授業料等減免補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県内の私立高等学校及び専修学校高等課程（以下、「私立高等学校等」という。）に在学する生徒で、経済的理由により就学が困難な者に係る授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の負担の軽減を図るため、授業料等の減免を行う県内の私立高等学校を設置する学校法人及び私立専修学校高等課程を設置する学校設置者（以下「学校設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金の交付対象及び授業料等減免の区分等)

第2条 補助金の交付の対象は、県内の各私立高等学校等が行う授業料等の減免とし、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 県内の私立高等学校等に在学する生徒又はその保護者（原則として親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）。以下この項において同じ。）若しくは当該生徒に保護者がいない場合、当該生徒の生計を主として維持する者（以下この要項において「保護者等」という。）で別表に定める区分「授業料減免」の要件のいずれかに該当する者に対する授業料減免
- (2) 県内の私立高等学校等に在学する生徒又はその保護者等で別表に定める区分「入学金減免」の要件に該当する者に対する入学金減免

2 専修学校高等課程においては、熊本県高等学校等就学支援金又は熊本県高等学校等学び直し支援金の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者又はその保護者等に対する授業料等の減免である場合に限り、交付の対象とする。

(補助対象限度額等)

第3条 「補助対象限度額」及び「補助金額」は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
- (2) 収支予算書 (別記第3号様式)
- (3) 授業料等減免を行う根拠となる規則、要項等
- (4) その他参考となる資料

3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金の交付については、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、規則第7条に規定する変更事由以外の変更が生じたときは遅滞なく報告することを条件とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書 (別記第4号様式) により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の別に定める変更事由は、補助対象事業の内容の変更であって、補助金の額の変更を伴うものとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書は別記第6号様式によるものとする。

3 前項の変更申請書には、事業変更一覧表 (別記第7号様式) 及びその他参考となる資料を添付するものとする。

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助金変更決定通知は、変更交付決定通知書 (別記第8号様式) により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請を取り下げることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとし、補助金交付決定のあった年度の3月31日までに知事に報告しなければならない。

2 規則第13条の別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第10号様式)
- (2) 収支決算書(別記第3号様式)

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

(証拠書類の保管)

第12条 学校設置者は、次に掲げる書類を5年間備えておかななければならない。

- (1) 授業料等減免を受けようとする者からの授業料等減免申請書
- (2) 授業料等減免を受けようとする者の市町村民税証明書、市町村民税減免決定通知書又は生活保護を受けている旨の証明書、雇用保険被保険者離職票及びハローワークカードの写し、その他減免を認定するために要した書類
- (3) 授業料等減免を受けようとする者に対する授業料等減免決定通知書

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年7月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年8月9日から施行し、改正後の熊本県私立高等学校授業料等減免補助金交付要項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年4月24日から施行し、改正後の熊本県私立高等学校授業料等減免補助金交付要項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学者については、改正後の別記様式を除き、従前の規定を適用する。

附 則

この要項は、平成27年7月22日から施行し、改正後の熊本県私立高等学校授業料等減免補助金交付要項の規定は、平成27年4月1日から適用する。